

## 通院等乗降介助の加算を算定する予定の皆さまへ

通院等乗降介助の加算を算定される場合は、以下の書類を提出してください。

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
2. 介護給付費算定に係る体制状況一覧表（別紙1-1-2）
3. 陸運許可書（写）※反対給付として金銭を収受しない場合不要
4. 車両の写真（ナンバーのわかる正面からの写真及び横からの写真）
5. 車両の車検証の写し
6. 運営規程（通院等乗降介助をサービス内容に盛り込んだもの）
7. 変更届出書（運営規程の変更にかかるもの）

できるだけ通院等乗降介助の加算を算定しようとする日の1か月前までに提出してください。

（市町の意見が必要となるため、時間がかかります。）